

平成30年度
第3回
定期監査報告書

(教育部)
教育総務課
学務課
指導室
教育指導担当

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

教育部 教育総務課、学務課、指導室、教育指導担当

2 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行された財務に関する事務

3 監査の期間

平成30年11月30日から平成31年2月27日まで

説明の聴取 平成31年2月4日

4 監査の方法

監査に当たっては、前記1、監査の対象に掲げる課の所管する財務に関する事務が、法令等にもとづいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査ならびに関係職員からの説明聴取を実施した。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、各課の所管する財務に関する事務は、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

1 事務分掌

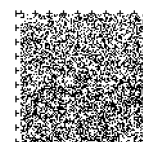
青梅市教育委員会処務規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

(1) 歳入

（単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定額に対する収入率
教育総務課	一般	66,684,000	15,926	15,926	100.0
学務課	一般	13,253,000	0	0	—



課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定額に対する収入率
指導室	一般	117,296,000	26,658,800	26,658,800	100.0
教育指導担当	一般	0	0	0	—

(2) 歳出 (単位：円、%)

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
教育総務課	一般	522,729,850	178,933,060	34.23
学務課	一般	350,437,102	132,860,712	37.91
指導室	一般	465,555,394	171,286,751	36.79
教育指導担当	一般	0	0	—

3 要望等

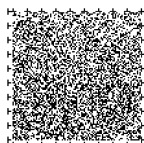
各課に対する要望等については、以下のとおりである。

(1) 教育総務課

教育総務課の主な業務は、教育委員会の会議に関する事、教育委員会の職員の人事、服務、給与および福利に関する事、教育に関する企画および調査、統計等に関する事、学校施設の維持および管理に関する事、学校施設の新設および増改築等の計画に関する事などである。

青梅市教育委員会の教育目標を達成するため、青梅市教育委員会の基本方針にもとづく教育施策が今後も着実に推進できるよう、教育部の統括担当として、教育委員会事務局内の調整および市長部局との連携強化に向けた調整を図り、円滑な事務の執行に取り組まれない。

また、学校施設の老朽化や安全管理への対応、環境衛生面を考慮



した学校施設の計画的な修繕・改修を推進し、児童・生徒が安全で安心できる教育環境の整備を推進されたい。

なお、個別事項については、次のとおりである。

ア 学校施設の維持・管理について

学校施設については、計画的な修繕・改修を推進し、安全で安心できる教育環境の整備が求められている。

平成30年度は学校施設の老朽化調査を実施したところであるが、さらに学校個別の中長期的な施設の改築、長寿命化改修および維持管理等にかかるコスト縮減と予算の平準化を図り、学校の機能・性能を確保するため、平成32年度までに学校個別施設計画を策定するとのことである。

施設の管理や設備の保守点検における不具合等の指摘事項については年度ごとにまとめ、計画的な施設の修繕、維持管理に努めているところであるが、引き続き施設の^{かし}瑕疵等により学校運営に支障が発生することがないよう点検、改修に努め、安全で安心できる教育環境の整備のため万全を尽くすよう要望する。

(2) 学務課

学務課の主な業務は、児童・生徒の就学に関すること、学区、学級編制や学校衛生および保健に関すること、就学困難児童・生徒の援助に関すること、育英資金に関すること、特別支援教育に関すること、教育相談に関することなどである。

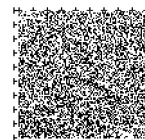
児童・生徒が等しく学校教育を受けることができるよう、今後も適切な支援を望むものである。

なお、個別事項については、次のとおりである。

ア 学校施設の今後について

学校施設は、公共施設の全体床面積の約5割を占めている。

「青梅市公共施設等総合管理計画」においては、全ての公共施設を統廃合や複合化の対象とし、学校施設について、所有数の多さ、少子化による児童・生徒数の減少に対し過大な施設数、多くの施設の老朽化が学校施設であることが課題として挙げられている。



教育委員会においては、学校老朽化調査の実施、学校規模適正化検討委員会の開催など取り組まれているところであるが、「青梅市公共施設等総合管理計画」を踏まえたロードマップに沿い、小・中学校の個別施設計画策定等、長期的視点に立って今後も着実に取り組まれるよう要望する。

イ 児童・生徒の健康診断について

学校教育法および学校保健安全法の規定に基づき、青梅市立小・中学校児童・生徒を対象として様々な健康診断が実施されている。健康診断は、児童・生徒が自分の健康状態を理解するとともに、保護者や教職員がこれを把握して適切な指導や事後措置を行うことにより、児童・生徒等の健康の保持増進を図るものである。

各学校において組織的・計画的に行われるよう、「児童・生徒の健康診断マニュアル（改訂版）」において挙げられている、終了後の評価も含めた多くの留意事項について、毎年度各学校に注意を促されたい。

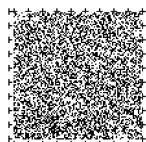
ウ 特別支援教育の推進について

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものである。

青梅市教育委員会においては、平成29年度を初年度とする3年間の「青梅市特別支援教育実施計画第四次計画」にもとづき、特別支援教育を推進しているところである。

特別支援教室については、平成30年度に小学校10校に導入され、全ての小学校への設置が完了となる。また31年度からの中学校での特別支援教室の導入に向け、準備が進められている。

新設された特別支援学級や、継続事業である幼稚園・保育所および小・中学校を対象とした巡回・訪問相談事業の充実等、今後



も特別支援教育を着実に推進されるよう要望する。

(3) 指導室・教育指導担当

指導室の主な業務は、教科書の採択に関する事、教育課程、教材および学校行事に関する事、学習および生活指導に関する事、教育情報化推進に関する事、教職員の任免、内申その他人事に関する事などである。

教育指導担当の業務は、指導行政に関する事である。

青梅市教育委員会の基本方針においては、人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成および豊かな個性と創造力の伸長が挙げられている。

特にいじめの根絶、不登校問題の解消に向け、自分と周りの人の人権を尊重し大切にするという人権教育を推進するとともに、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携をより一層推進し、早期発見、早期対応を図り、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組まれない。

また、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の向上を図り、確実な定着を図るための工夫や改善に取り組むとともに、個性や能力を生かし、国際化や高度情報化など社会の変化に対応しつつ、たくましく次代を切り開いていくことのできる児童・生徒の育成に尽力願いたい。

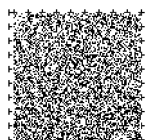
今後も家庭や地域、関係機関との連携を強化し、児童・生徒の健全やかな成長に尽力されたい。

なお、個別事項については、次のとおりである。

ア 学力向上対策について

平成30年度青梅市教育委員会基本方針において、児童・生徒の学力向上の取組として、学習指導の改善を図り、わかる授業・魅力ある授業を通して学習意欲を高めること、家庭学習の援助の手立てを工夫すること、放課後や土曜日等に補修の機会を設けることなどが挙げられ、様々な取組が進められているところである。

今年度から民間事業者に委託して実施している土曜日の学習



事業（サタデークラス）については、参加率が高く、アンケートの結果からも内容に満足している状況が伺えるとのことであるが、学力向上および参加率の維持についての方策、内容および指導方法等、民間のノウハウの活用については十分な検証を実施し、児童・生徒の学びの場の充実に努められたい。

学力向上は一朝一夕には成し得ず、継続的な取組が重要である。平成30年度を初年度とする「新学力向上5か年計画」を着実に推進されるよう要望する。

イ 学校における働き方改革推進について

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、学校現場における教員の長時間労働については、教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

教員の働き方改革に向け、国においては「学校における働き方改革に関する緊急対策」がまとめられ、東京都教育委員会においても「学校における働き方改革推進プラン」が公表された。

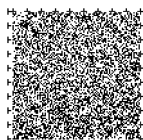
青梅市教育委員会においては平成30年度の基本方針として、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図り、学校における働き方改革を推進するため、校務支援システム、出退勤システム等の導入を検討することとしている。

青梅市の実情に応じた働き方改革の推進を望むものである。

(ア) 実施計画の策定について

東京都においては、各区市町村教育委員会が東京都の定める当面の目標を踏まえ、地域の実情や所管する各学校の実態を勘案しながら、学校における働き方改革にかかる取組方針や内容、実施スケジュールや取組に関する検証等を盛り込んだ実施計画を平成30年度中に策定するよう促しているところである。

実施計画の策定に向け、すでに取り組みされているところであるが、青梅市における教員の勤務状況、各学校現場の実態等を



十分考慮し、実効性のある計画を策定されたい。

(イ) 教職員の健康管理について

学校における働き方改革を推進していく上で、教職員の健康管理は重要であり、また、教職員が教育活動に専念できる適切な職場環境が確保されることが、学校教育全体の質の向上にもつながる。

教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、今後も健康診断の受診率の向上に取り組むとともに、受診後の健康指導や健康相談等のフォローについても適切に実施するよう要望する。

また、教職員のメンタルヘルス対策についても、個人情報保護に配慮した上で、ストレスチェックを活用するとともに、予防的な取組として、教職員本人によるセルフケアの促進や相談体制の充実を図られたい。

(4) 共通事項

ア 安全・安心な学校づくり推進について

安全・安心な学校づくり推進のため、防犯カメラの設置・運用、「青梅子ども110番の家」事業、スクールガードリーダーによる巡回指導、青色防犯パトロールカーの運用等が実施されている。

引き続き様々な角度から、児童・生徒の安全確保と犯罪の未然防止に向け、尽力願いたい。

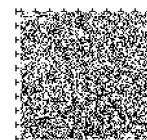
(ア) 「青梅子ども110番の家」について

「青梅子ども110番の家」の運用において平成29年度の事務点検評価では、課題として事象があった際の早急な確認方法・連絡体制を検討する必要性が挙げられている。

子どもたちの安全確保を図り、地域ぐるみの安全・安心なまちづくり推進のため、課題解決に取り組まれない。

(イ) 通学路防犯カメラ設置について

児童の登下校時の安全確保のため、通学路に防犯カメラが設置されている。学校関係者、警察等と通学路点検を実施し設置



場所を選定、平成28年度から順次設置されてきた。

各小学校の通学区域について5台の設置とし、平成30年度も5校、5台の防犯カメラが設置される予定であり、これにより全小学校の通学路に設置されることとなった。

今後、一律に5台の防犯カメラ設置により、十分にカバーできているのか、関係者とともにもその効果、実態にかかる検証について検討されたい。

イ 学校における消耗品購入契約業者の選定等について

過日実施した決算審査において、各学校での消耗品等の購入にあたり、市外業者からの購入が多々見受けられた。このことから、担当教諭あるいは担当者によって業者が偏ることのないよう確認されるとともに、青梅市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準に基づき、消耗品などの契約における市内の小規模契約事業者の活用について、周知徹底を依頼したところである。

しかし、各学校においては、市内業者からの購入が可能と思われる消耗品について、未だに市外業者からの購入が見受けられる。

消耗品などの契約にかかる小規模契約希望業者の積極的な活用について、契約担当課からの通知も発出されている。

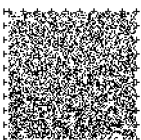
購入業者決定に関する事項も含め、青梅市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準および青梅市立学校財務事務取扱要領に基づく対応について、各学校に周知徹底されるよう改めて要望する。

ウ 学校で管理する現金・預金について

学校で管理する現金・預金については、保護者の委任を受けて学校長が受領する移動教室等保護者負担金や、保護者が学校に納入する学校徴収金がある。

また、移動教室等の実地踏査の際の入場料等、資金前途により現金の受渡しが行われている。

学校徴収金の管理については、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程にもとづき点検が実施されているところであるが、各学



校における現金や通帳等の管理について、今後も事故のないよう適切な指導を願いたい。

エ 情報セキュリティ対策について

学校におけるICT環境の整備促進に伴い、教育活動におけるICTの積極的な活用は今後ますます求められることになる。

校務の情報化は学校運営や学級運営の改善を含め、教育の質を高めることにつながるが、特に機密性の高い児童・生徒の個人情報が含まれることから、十分な情報セキュリティ対策を講じる必要がある。

不正アクセスや情報流出、個人情報が記載された電子データの紛失など情報漏えい事故も報道されていることから、今後も情報セキュリティの強化と、教職員の情報セキュリティに関する意識の更なる醸成に努められたい。

オ 児童・生徒からのSOS対応（児童虐待防止）について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっている。千葉県野田市において小学4年生の児童が亡くなった痛ましい事件に際しては、学校アンケートに「お父さんにぼう力を受けています。先生、どうにかできませんか」との児童の回答について、市教育委員会がこのコピーを父親の容疑者に渡していたとのことであった。

威圧的な態度に屈したという、あってはならない対応により、救える命が失われ、「アンケートに何を書いても秘密は守られる」と考えていた子どもたちに不信感を抱かせる事案でもあった。

学校職員は児童虐待を発見しやすい立場にある。学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、改めてその対応方法等、各校に周知を図られたい。

